

あなたの公益活動を
クラウドファンディングで支援！

令和7年度
府中市クラウドファンディング型
ふるさと納税活用公益活動支援事業 補助金

「ファンファーレ」

説明会

令和7年2月26日(水)

「ファンファーレ」

「地域を盛りあげたい！」「地域の困りごとを解決したい！」といった府中を元気にする活動に対して「クラウドファンディング型ふるさと納税」を活用して集めた寄附金を原資として、市が団体へ補助するものです。

特徴

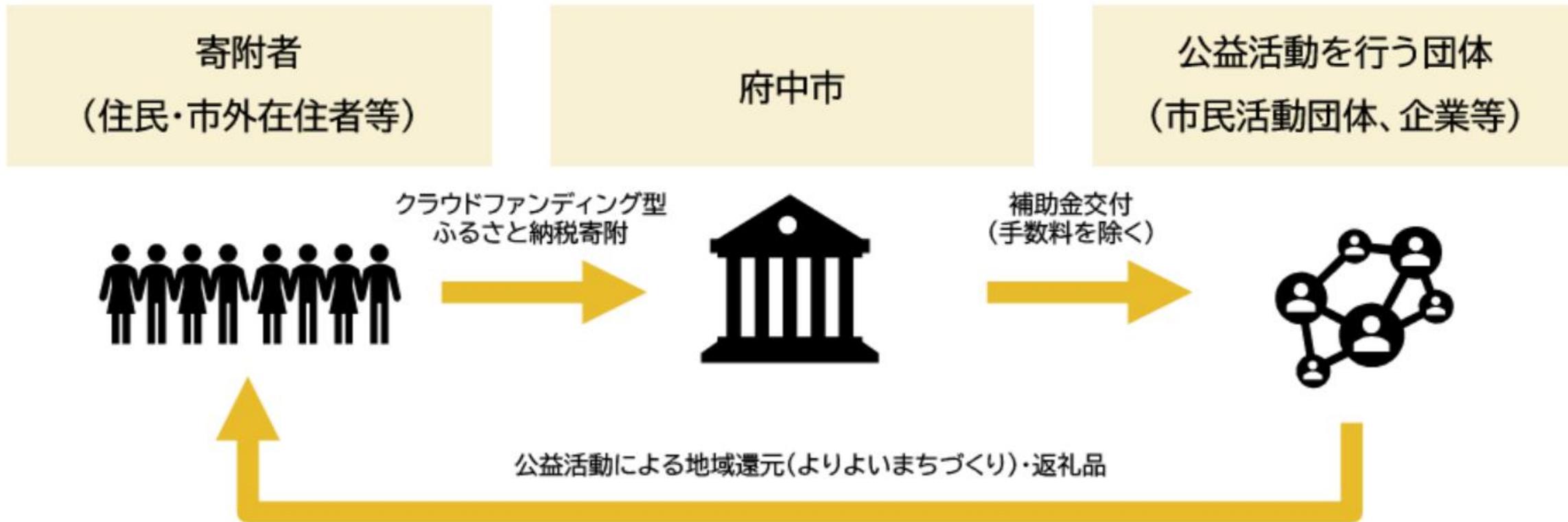
定額ではなく、クラウドファンディングによって集まった金額を補助金として交付します。

メリット

ふるさと納税制度を活用できる、府中市の広報・ページ等の支援

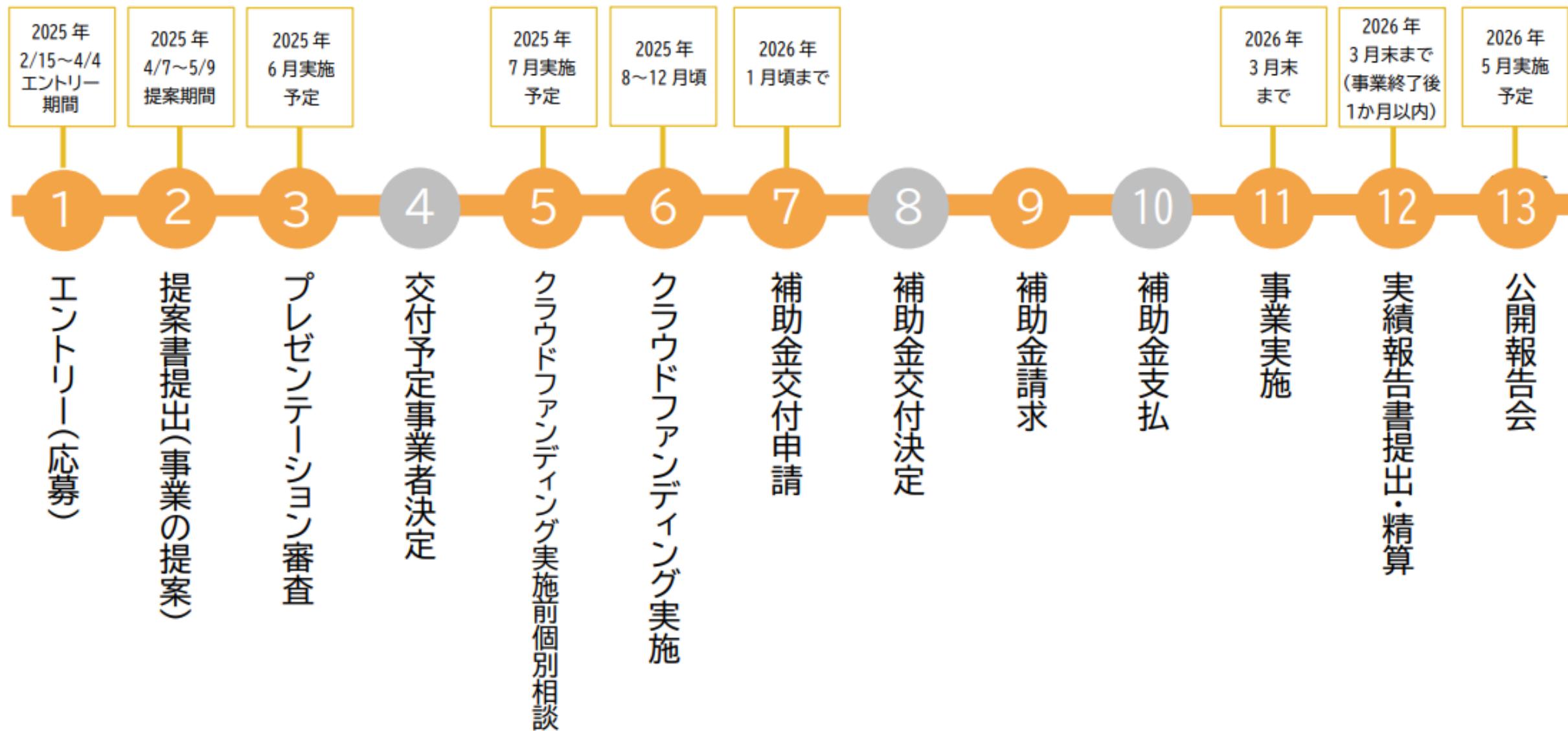
(参考:一般的なクラウドファンディングのメリット)
市への手続きが不要・返礼品の制限がないなど、団体の自由度が高い

補助金の全体像



補助が決定した事業は、目標どおりに寄附が集まらなかった場合でも、やむを得ない場合を除き、必ず実施していただくこととなります。

事業の流れ



応募できる団体

- 法人格を有している団体(補助金の交付申請時までには法人格を取得予定である団体も含む。)又はこれに準ずると市が認める団体であること。
※ 法人格を有する団体に準ずる団体の詳細については、市にお問合せください。
- 団体の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- 予算及び決算に関する会計処理を適正に処理していること。
- 政治、宗教又は選挙活動を目的とする団体でないこと。
- 公序良俗に反していないこと。
- 国税及び地方税を滞納していないこと。

対象事業

- 市内において実施する地域課題の解決や社会的目的の実現を図る事業であること。
- クラウドファンディング型ふるさと納税により寄附を受けた額が目標額に達しない場合であっても、補助対象者が責任をもって実施する事業であること。
- 令和8年3月31日までに完了する事業であること。
- 補助対象経費予定額が100万円以上であること。
- 特定の個人又は団体のみが利益を受けるものでないこと。
- 政治活動又は宗教活動に関するものでないこと。
- 上記に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象となる事業として不適当と認める事項に該当しないもの。

補助金額

補助金額は、次のうち、いずれか少ない方の額です。

- ・補助対象経費の合計額
- ・クラウドファンディング型ふるさと納税により受けた寄附金の額からその募集に要する手数料に相当する額(3%)を除いた額

→ **手数料を含む額を寄附目標額として設定してください**

※ ただし、補助対象事業の実施により収入が生じる場合においては、補助金額と収入の合計額が、補助対象事業に要した費用の総額を上回るときは、その上回る額を補助金の額から減額するものとします。また、補助対象事業について国、地方公共団体等(本市の他の補助金を除く)から補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合においては、当該金額に相当する額を補助金の額から減額するものとします。

補助金額

パターン①
対象経費・目標額(寄附額)
ともに
100万円の場合

対象経費額

100万円

寄附額

100万円

手数料(3%)

手数料3万

補助上限額**97**万円

パターン②
対象経費100万円・
目標額(寄附額)104万円
の場合

対象経費額

100万円

寄附額

104万円

手数料(3%)

手数料
3.12万

補助上限額**100.88**万円

(※ただし対象経費100万円のため、補助額は100万円)

一次審査

(5/12~5/下)

書類審査

- ・公益性
- ・公金支出の妥当性
- ・実現可能性



二次審査

(6月)

公開プレゼンテーション

- ・公益性
- ・地域課題の明確性、市民ニーズ
- ・費用対効果
- ・社会的インパクト
- ・クラウドファンディング適合性

返礼品について

返礼品の調達価格が寄附額の3割以内であり、加えて1～4のいずれかの要件を満たすこと。

- 1.府中市内において応募団体が生産したものであること
- 2.府中市内において返礼品の原材料の主要な部分を応募団体が生産したものであること(返礼品の重量や付加価値のうち、半分以上の割合が当該原材料によるものであること)
- 3.市内において応募団体が返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより付加価値が生じているものであること(返礼品等の重量や付加価値のうち、半分以上の割合が当該工程によるものであること)
- 4.市内において応募団体が提供する役務等であり、当該役務の主要な部分が地方団体(府中市)に関連性のあるものであること

返礼品に関する注意事項

- 寄附者に対する返礼品の提供を行う場合、団体の責任において係る業務(配送、返礼品に関する問合せ等)を遂行していただきます。当該業務に関して生じた事故・損害等に関して、市は一切責任を負いませんのでご留意ください。特に、寄附者の個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正な管理をしてください。
- 返礼品は実施事業と関連性のあるものを取り扱ってください。
- 返礼品の原価・材料費等及び返礼品送付郵送料は補助対象経費とすることができます。
- 返礼品は総務省の基準を満たしている必要があるため、府中市の承認を得る必要があります。
- 換金性の高い商品(金券類・家電製品等)は認めません。
- 府中市在住の寄附者に対しては、原則、返礼品の提供を行うことはできません。(寄附者銘板への掲載、お礼の手紙等、市で確認の上、認められる返礼品もあります。)

エントリー（応募）方法

- エントリーフォームから応募
(<https://logoform.jp/form/6ibw/916421>)

- 期間
令和7年2月15日(土)～4月4日(金)

- 提出書類
 - 事業実施計画書(提案書)
 - 事業収支計画書
 - 団体概要書

※ その他、必要に応じて、市から資料の提出を求められることがあります。

※ 各書類について、**すべての項目を埋める必要はありません**。可能な範囲でご記入の上、ご相談ください。



問合せについて

府中市 市民協働推進部 協働共創推進課

電話:042-335-4414

Email:siminkyodo01@city.fuchu.tokyo.jp





質疑応答